

一人で悩まず 相談を!

相談無料匿名でもOK

私たちは労働組合として会社と交渉することができます!

パワハラ・セクハラは許さない!

職場でのパワハラ、セクハラ、マタハラは人権侵害・犯罪です。労働組合に相談し、安全に働ける職場を求めましょう。

会社がつぶれた!

会社がつぶれても経営者は賃金を支払う義務があります。また行政支援の「立て替え払い制度」もあります。まずは相談ください。

コロナを理由にクビ!

コロナを理由に弱い者からの解雇、雇止めを許しません。組合で交渉することができます。

賃金を払ってくれない!

賃金を払わないことは、犯罪といっしょです。即刻払うよう交渉しましょう。私たちが、あなたと一緒に直接会社に出向いて支払うように交渉します。

神奈川の最賃は 1,112 円

神奈川県下では、どこでも時給1,112円が最低額です。これ未満での契約は最低賃金法違反です。

生活守ろう!

病気やケガで仕事に就けないとき、傷病手当金、失業保険金など申請手続きの支援ができます。また労働組合として会社と交渉ができます。ご相談ください。

雇い止め! 派遣切り!

派遣切りや雇い止めは解雇と同じです。短期の契約の繰り返しは正社員と同じ扱いになる場合があります。期間途中の解約は、残り期間の全額を払わせましょう。私たちは、雇い止め撤回の裁判も行っています。



雇用不安をなくそう!

有期労働契約が更新され、5年を超えたときに、労働者の申込みによって無期労働契約に転換されるルールがあります。

電話相談日時

月曜日～金曜日(祝日は休み)
11時～17時・20時～22時
女性専用ダイヤル
第2水曜日
12時～19時まで
☎080-6592-1252

電 0120-501-581
話 045-319-4382

QR:
神奈川県労働相談センター



神奈川県労働相談センター

神奈川県労働組合共闘会議

【住所】 横浜市中区翁町1-5-14 新見翁ビル4F 【電話】 045-319-4382

<http://www.kanagawa-roudou.net/>